

- ・母子家庭の抱える問題解決に役立てた時、学校を卒業した子供からの連絡
- ・母子となった母親が会う度に元気になって、自立していく過程を見る事ができ、自信を持って子育て、就労している姿を見て、やりがいを感じたり、頼りにしていただきたり、人伝えながら「市役所に〇〇さんという支援員さんがいるから相談したら……と声をかけられた人が窓口に来てくださった時は、一生懸命やっけてよかったと思います。少しでもアドバイスした事が役立てて、いただけた時は嬉しいです
- ・根気よく手紙（督促など）を出して、働きかけた事に応答があり、償還の状態が良くなったり、借主又は、連帯借主の誠意が感じられた時
- ・就職した子がきちんと償還しているのを見ると頑張っているのだと、うれしく思う
- ・離婚後の生活設計が出来なかった人が、一つ一つの手続き、支援（サービス）を受け、自立して行く姿を見た時
- ・離婚から就職まで自立出来た時
- ・母・子共にしっかり自立している様子を見る時
- ・進学をあきらめさせていたが、母子福祉の貸付制度を知り、子どもの希望も叶い、頑張っているとの報告を受けたとき
- ・卒業時の訪問で「お蔭様で無事卒業できました」とか償還が完了した時の家庭訪問時に母親のほっとした顔を見た時、長い間関わってきた事が良い方向にむいて本当に良かったと感じる。若年母子の母親が再婚し、幸せそうな顔を見た時も自分の事の様に嬉しい
- ・子どもがこの資金の貸付を受けることで修学でき、成長し、社会の一員となり、貸付金の償還が完了となった時
- ・この資金を利用し、母、子共に自立した生活が営めるようになったと話を聞いた時
- ・貸付を受け修学した子どもが卒業し、安定した仕事に就いた（自立した）とき、滞納していた世帯の問題が解決し、定期的な償還につながったとき、など私たちの働きによって、その世帯が自立の方向に向ったときは、嬉しいです
- ・支援していた母子家庭が自立していくのを見るのは嬉しいことである
- ・資金を利用して、学校を卒業し、就職しましたと母子で来所された時、嬉しく思う
- ・ほとんどの家庭は、一生懸命がんばっており、資金利用で感謝の手紙などいただき、子の自立とともに家庭の安定がみえた時など共によかったと思う。色々抱えていても、その中で協力や努力があり、前進できた時もよかったと思う
- ・母親と子の自立に向け、手助けができ、母子が力強く生活している状況を見る時
- ・自分が対応した母子の方ががんばっている様子をきいた時
- ・資金を利用した子どもが自立し、きちんとした生活をしている事がわかった時など
- ・離婚時の不安定な生活、生活状況での相談で、制度の利用により、子育て、就労ができたと言いた時。また様々な状況の中でも懸命に子育て、就労、資格取得に取り組んでいる母子世帯の方と出遭える事
- ・お母さん、お子さんが経済的、精神的に自立を果たした時
- ・修学資金を利用した子が、社会で立派に活躍されている様子を見るとき
- ・手当や資金を受けていた子が、卒業・就職・子の出産などの報告に母と来所してくれたとき
- ・生活苦や精神面から追い詰められ、対人恐怖となり、子どもも不登校、他から呼びかけに応じなかったが、訪問や手紙、留守電で不安を解くよう接したことで、丁度最悪のことを考えていた母と話をし、自宅へ入れてもらうことが出来た。生活保護受給、病院受診、子ども達も登校出来るようになり、その後母子で、笑顔で挨拶してくれたこと
- ・母の就労先が決まり、経済的にも安定したとき。母の表情がいきいきとし、自信に満ちた言動をとるようになったとき
- ・相談を通して多くの母さん達と向き合い、同じ悩みとして話し合う中、一緒に考え相談者自身が方向性を見出してくれたり、経済的、精神的

不安定な時期を乗り越え、笑顔で近況報告を受けるとほんとうによかったと思える

- ・制度利用したことにより、母子世帯が自立できた時
- ・順調に償還しているケースをみると、母、子とも安定した生活ができていると思う時
- ・制度を受け、無事子ども達が社会へ巣立つことができた母子家庭の方が、母、子共にあいさつにいられた時に自立してよかったと思います
- ・母子福祉の諸制度を利用して自立したり、生活の安定が得られたケースに関ることができた時
- ・相談者がどんな形であれ、落ち着き、頑張っていることを報告してくれた時
- ・子どもが目標に向かって進む手助けができた時。またお母さんから感謝の言葉もらった時
- ・福祉資金を活用し、卒業し、就職へ結びつけ、喜びの声を聞いた事。母子家庭の方々が一生懸命頑張っている姿を見、自分も勇気づけられます
- ・希望していた学校へ合格した連絡もらった時、就職決定の連絡もらった時
- ・連帯借主が努力して修学している様子が伺えたとき
- ・生活が安定してきてお母さんに笑顔が出てきたとき
- ・貸付とは別ですが、母子世帯となって、地歩を固めて行く過程で、相談者の変容を感じる時、母は強し！と実感します
- ・滞納していた人が、入金してくれた時。連絡がとれなかった人とコンタクトがとれ、入金につながった時

〈相談者が喜んでくれた、感謝のことば等〉

- ・相談者から「ありがとう」と言う言葉をかけられた時や「これからもずっと辞めないで相談にのって下さい」と言われた時
- ・窓口で「相談にのってもらってありがとう。いろいろ制度を聞き、明日から頑張っていきます」と言ってくれた時、支援員でよかったと思う
- ・相談者に「相談して本当に良かった。救われた」と云われた時

- ・母子、婦人、償還3種の職務を一人の相談員が担う体制であることから、もっとも増大しているが、クライアントから「あなたと話していると勇気がわいてくる。大変参考になった」とわざわざ来所願って挨拶された時は、日頃のストレスがなくなり一日がとても爽やかなになります
- ・「あなたに相談できて、良かった」と言われた時
- ・相談者が明るく前向きで「ありがとうございます」と言ってくれた時
- ・償還完了時、「この資金を利用したことにより、修学出来、就職も出来、本当に助かった」とお礼のTEL、手紙等が来た時
- ・相談をしにいられた方が「話を聞いてもらって、良かった」と笑顔で帰られた時。問題が解決した時。頼りにされた時。償還が完了した時
- ・相談された方に喜んでもらえる時。福祉制度を知り、他の人に教えてあげられること。長い間、償還していて、完了となった時、「長い間、ご苦労様」と言える時
- ・この制度を利用したお母さん達から返済が完了した時に感謝の気持ちを言葉で言われた時、とてもうれしいですね。ありがとうの言葉に勇気づけられます
- ・ありきたりですが、お母さんから「ありがとう」「話してよかった」などの感想を云われた時。堅い表情やふてくされていたり、泣いていたお母さんが最後に笑顔になる時。この制度があり「学校に行ける」「卒業できた」と言われた時
- ・貸付業務に関していえば、借主が目的を果たした時、「子供が無事、卒業できた」「就職が決まった」等を言って下さる方がいます。そういう話をしてくれることが有難いなと思います。お子さん本人にそんなことを言われると感激してしまいます
- ・素直に感謝の言葉を頂いたときに一相談者としての業務への評価が直接に表われ、自己判断が出来ると共に次回への業務に対しての基礎、土台作りとなり、確認と意識が取れた時に思われます。素直に喜びを表現しております

- ・母子で一生懸命がんばっている人に、資金貸付をして喜ばれた時
  - ・ケースと一緒に喜びを分かち合えた時
  - ・修学資金を利用した母親からの感謝の気持。母子の幸せを見ること
  - ・「相談にのって、ここに来て本当に良かった……そして、市役所に来て、こんなに話を聞いてくれる場所があることを知らなかった」と喜ばれること。職員では、若いし、事務的に話を聞くだけ。本当の悩みの心の中と性的な部分までほり下げては、話せない。そういった部分で助けられた方は、たくさんおられると思います。実際たくさんの方が、おられました。「本音で話せませんよ……」とよく言われます（職員の方には、若かったり男性だったりで）
  - ・「無事に卒業できました」「資金には助けられました」などの言葉をいただいた時
  - ・自立支援給付金を受け、大変喜ばれた事。相談（話）をして気が楽になったと言われた時。スムーズに支援ができた時。本人も満足だった時
  - ・「ありがとう」「助かった」「話を聞いてくれてうれしい」との声。その後の生活状況を報告してくれる（家族のこと等）
  - ・「困った時に、支援員に相談すれば、話をきいてくれるから安心」という声をきいた時です（福祉に相談に来ることをためらっている人が多い）
  - ・「話を聞いてもらえて、気持が楽になりました。又、聞いてもらえますか？」と言ってもらえた時。相談に応じたことを感謝された時に、仕事のやりがいを感じます
  - ・就学支度、修学等で完済された方に接する時や滞納を抜け出すきっかけをお互いに検討した時など「ありがとうございました」のことはなかなか……嬉しいです
  - ・完了者より「礼」の電話、手紙が届いた時
  - ・滞納者等は償還計画のとおり支払いし、完納した人から感謝された時や、「この資金で無事に卒業できた」と感謝された時
  - ・「話を聞いてくれて良かった」と言われた時
  - ・生活を切り詰めながら、償還をコツコツと続けている人が存在し、督促をしたこともなく、償還完了し、借用書を返却した時に「おかげ様で、子どもを上級学校に行かせることができました」と感謝の言葉があった時、あたり前のことを誠実に実行していくことの大切さに気づきました
  - ・償還を完了された母や子から、「資金を利用出来て助かった」との言葉をいただくこと
  - ・償還が完了したとき、わざわざ窓口に来たり、電話で感謝のこトバをかけてもらったとき
- 〈自分の知識、経験に寄与〉
- ・福祉全般の他に医療や年金、就労に関すること、教育関係等、幅広く情報を収集できる職種であることから、相談を通して様々な知識を習得できることが、本職の魅力だと思います。そして得た知識で相談者の役に立てたら、尚更やりがいとなります。その他には「居てくれるだけで安心する」「顔を見るとほっとする」と言ってもらえただけ長くこの仕事をしていきたいという思いになります
  - ・私も母子家庭の母、現在は寡婦ですが、この仕事について母親、職業人として、両方から色々な事を考えられる環境にいる仕事です。研修会など、色々な人の話を聞くチャンスがあり、自分自身にも知識を得られます
  - ・他の仕事をしていたら、接する事のできない様々な職業や立場の人と出会う事ができた。同じ母子世帯の人と親しくなれ、情報交換ができる。母子福祉の制度、施策の情報をいち早く知る事ができる
  - ・母子自立支援員という業務を通して、福祉の仕事に携われたこと
  - ・福祉制度が良くわかった
  - ・自分も母子世帯の母であり、福祉資金の償還中である。相談者と向き合う度に「もしも私がお母さんなら……」といつも考えている。どんな母親にも尊敬するところがあり、それを思う時に、自分の生き方、考え方を見直す機会となっている。全国の母子自立支援員のみなさん

と出会い、仕事ぶりをきくことが大切な宝となっている

- ・様々な方との出会いがあったこと。又、色々な研修会に参加させてもらえたこと
- ・様々な機関の人との出会いと関係の広がり福祉現場を通して見えてきた自分の考え、価値観。社会全体に対する考え方に幅が持てた事
- ・人に接する仕事なので違う人生を学び、がんばっている姿をみることは、人生を2つもらったようで力をいただいたと思う。又、仕事仲間での共通認識を得られた時もよい。又、研修させていただく機会がたくさんあったこと
- ・人生の中での自分自身の経験、それと又、それぞれの相談者の生き方等々を通じて支援員としては、やはり経験をすることが一番仕事では役立つと思います。それにより、相談者自身がよかったと思えることが一番です
- ・私は母子家庭ではありませんので、相談を受ける中で、ひとり親の子育ての大変さを知ることができました
- ・婦人、女性相談も業務としてやっているの、女性の歴史を感じ、生で勉強させてもらっているし、又私も女性であることを感じる
- ・人としての有り様等、自分にとってプラスになることが多い
- ・自分自身、成長できたこと
- ・以前より社会情勢に敏感になった
- ・いろいろな人に巡り会え、自分を成長させてもらったこと
- ・多くの人と対面し、話を聞かせてもらえる。話を聞かせてもらうことで、自分に知識がつく。相談者が自立していく時、報告を受ける（ごく一部）
- ・色々なことが勉強になりました
- ・人生勉強になる。反面教師とするケースのなんと多いことか。その中で年に1~2回みごとに人生を生きている人に会えることは、人間のバラシサを改めて深く感じさせられる。既成概念がことごとく打ち砕かれる。よい意味でも（少ないが）悪い意味でも。母子の役に立てている

かは実感は少ない

〈その他〉

- ・まだまだ働く女性の立場は弱い。その上、子供を養育しながらとなると、辛く厳しい現実があります。大変なその時その時に元気づけてあげられる、ほっと一息つけることができるこの仕事は好きです
- ・他人の評価は様々ですが、私の所に相談に来てくれた人には、少しでも前向きに、そしてステップアップできれば、それで良いと思っています。そして、私に相談すれば、話を聞いて理解してくれる人として存在できればと思います
- ・天職に巡り会えたと感じました。二つの区役所を兼務しているので、他の相談員とは一味違う見方や広がりを持てる気がしている反面、相談者に不都合を強いる場合があり、残念に思います。月並みですが、相談後「来て良かった」と言われるのが何よりです
- ・自分を必要としてくれている人があることは、喜びである
- ・自分も母子家庭だったので（相談者に言う訳ではありませんが）同じ立場にたって話ができる事、相談者の不安、これからの生活、子供の養育について、頑張っている母子家庭の母に少しでも損をしない様に福祉制度の活用をしてもらえるよう伝える事ができた事。暗い顔で相談に来た方が帰る時には明るい顔になってくれた時は、この仕事をしていて良かったと思いました
- ・一般的にみれば、マイナスな経験も人のために役立ててることができると。辛いことも共感するが、嬉しいことも共に喜ぶことができること
- ・母子家庭の母の立場と同じであり、気持等よくわかるので、暖かく接することが出来る
- ・同じ境遇の方の力に少しでもなれること
- ・困難な状況の中でお母さんが2つ、3つと仕事をかけ持ちしながらも、子を育て懸命に前向きに明るく生きようとする姿にいつも愛おしさを感じています。そして元氣も頂いております。共に生きている実感が、この仕事をつづけてこ

られた要因です。また長期にお付き合い（寄り添え）ができることは、良かったと思います

- ・ツッパッテ威圧的な態度を通していたクライアントが心を開いてくれたとき
- ・相談者が、安心した表情をした時
- ・償還完了となった時。相談後に相談者が明るい顔をして帰った時
- ・子が自分の夢を熱っぽく語ってくれたり、親子のコミュニケーションの良さが伝わってきた時
- ・頑張っている親子が多い事がわかる
- ・連帯借主から TELなどで、自ずから返済相談や種々変更の連絡をくれた時
- ・石の中にもたまにはキラリと光る石がある。能力のある人には、援助して未来を切り開く手助けが出来る
- ・少しでも、一人でも多くの母、子の役に立つことが出来たかと感じられるとき
- ・自分自身の事(私的)→世間体がよくなった。見栄かもしれませんが、一応公務員。母子家庭に対する世間の眼は冷たく卑下されたものです
- ・まだ、良かったなあと感じた事がない
- ・私は直接、母子家庭のお母さんと接することはありませんので、良くわかりません

### 3) この仕事をしていて辛いところ

#### 〈雇用条件〉

- ・身分の弱い立場で、自分の生活を心配しつつ、相談を受けている矛盾
- ・職場内での自分の価値観と周りとの温度差、同じ支援員の意識の低さを無責任さを感じた時の無力感。福祉現場と対する理解の無さと水準の低さを感じる時、相談者の問題解決に何の力にもなれず、行政の立場、非常勤の立場という二重三重の枠の中での無力感、貸付金償還に際し、悪質な滞納者や保証人との対応、日本の社会水準の低さを痛感する時
- ・この仕事を長く続けていくことで、内容がどんどん深く、大変な事柄が増えていき、範囲が広がっていったる様に思います。自分自身、労働条件や身分保障が充分でなく、雇用期間も1年という中で、毎年就労の不安を感じながら、

続けてきました。相談を受ける立場の者が一番不安定なのにもかかわらず、国は自立支援という事で就労支援に力を入れる様に言われていますが、プロである職業安定所の方々と連携の必要は感じますが、その前に母親の心のケアや子育て等、抱える問題が多い中で自立とは就労することだけが自立ではなく、母親本人が精神的に安定し、自信が持てるような方向に向けていってからの就労支援の方が適当だと思います。法改正の中で、もっと現場の状況を把握した中で検討してほしいと思います

- ・職場での私の仕事に対する理解がうすく、「誰でもできる」といわれていたり、報酬等についても大変厳しい声が聞こえてきます。私ができる限りの仕事をやるのみですが……辛い部分を話せる人は、職場にはいません
- ・母子自立支援員は貸付だけの仕事だと思われている事（今までも中途半端な立場で役に立てないのかと言う思い有）。母子寡婦福祉制度は母子だけの制度と思われている事。一人親の制度は書類上で整っていれば活用できると思われている事。相談員にこの制度が上手く伝わらなかった時。同じ立場にたった相談員と云う事で雇用され、17年たったが、専門的な資格がないとの事で肩身の狭い思いで辛いし、市に降りた事で管内での研修が少なくなり、各市の母子自立支援員とのつながりやお互いのケアが出来なくなった事
- ・役所の中で働いているので、正職員と思われがちですが、嘱託です。やはり最後まで自分の意見が云いきれぬのか、疑問です
- ・身分の不安定で賃金が非常に少ない（他のアルバイトはしてはいけぬと云われている）
- ・職場で非常勤という立場を意識させられるとき。スーパーバイザーがいないこと。メンタルケアの手段がないこと
- ・自分の生活がだんだん苦しくなりつつも、相談にのらなければいけないこと。自分だっていつ雇用がなくなるか心配しながら仕事をしていることです

- ・不満ではありませんが、声を聞いて頂ければ、これだけ職員より、話がわかり、仕事上中の濃い相談が出来るようになって、給与は上がらない。せっかくこれだけ、大地のように話が聞ける本当の相談員に育ってきたのに、ものすごくどこか職員の方達とは違うわびしさを感じます。同じ嘱託職員がいるが、事務の同じようなことをしていますが、同じ給料です。研修をして、真剣にやっています。支援員は、ものすごく勉強しないとやれません。主事資格も実費でとりました。5年頃から本当に相談者の話がじっくり聞けるようになります。日々、勉強です。専門性を重んじた労働条件、報酬を考えて頂きたいと考えます。これで報酬がついてきていたら本当にやりがいのあるせめて最低生活水準のベース、生活保護基準はあっていいと思いますし、人口の多いところは、事務も大変です。本当に理解して頂きたいと願います。ストレスも多い仕事、私は母子家庭ですが人を助ける側が助けられていないと本当に人を支援できたことにならないのではないのかと、そして勇気を与えられますと考えられます
  - ・非常勤職のため、自分の就労状況を気にしながら人の就労支援や援助にあたったこと。
  - ・上司、事務所に母子自立支援員が担う業務役割が理解されず、「償還指導」「事務補助」とされている支援員がいることと、母子家庭に対する支援の取組みが進んでいないことです
  - ・正職員との格差、しょうがないと思いますが
  - ・償還指導でなかなか対応してもらえない時。担当上司が2年位で変わりますが、上司により相談業務にかかわり方が違うのは納得いかない
- 〈業務量・事務量〉
- ・貸付や償還業務に追われて母子自立支援員としての本来業務(就業相談、関係機関との連携等)があまり活動できない
  - ・担当する仕事が貸付相談の他に児扶手当、児童手当、各制度受付等と広範囲にわたり、毎日窓口、電話での目の前の対応に追われ、償還指導、記録、学習などの時間が不足すること
  - ・相談業務の他に市の仕事をまかされているので、十分な相談業務ができないことがある。
  - ・事務処理が多すぎて(合併した事により)自分に余裕がない事
  - ・申請時期が集中しているため、残業をせざるを得ない。疲れが取れない
  - ・仕事量が多い
  - ・貸付、調定事務、厚生省報告、団体事務が重なる時期
  - ・日中は、電話相談、来所相談等に追われている為、事務処理を行うのが、残業となってしまう。月に16日出勤の為、その日の内に終わらせないと、次に影響が出てくる
  - ・事務量の多さに毎日が大変です
  - ・母子家庭の母の多くが、昼間の就労者のため、こちらの勤務時間外の面接や訪問を希望されることがある。また、貸付申請が多い時期は、特に事務処理に時間がかかり、時間外残業も多い。勤務時間の変更ができない職場体制のため、かなり自己犠牲している
  - ・仕事量が多いことで、時間内におわらないこと。時間外を振休で取ることが出来るが、なかなか取れず残業手当で支給してもらえたら経済的にも助かるのだが
- 〈自分のスキル・知識等〉
- ・母子家庭の方と接することによって、個人のプライバシーの中にまで入ってしまうことがあり、どこまで支援員として係わってよいのかどうか判断できないことがある。DVの窓口になっている為、相談を受けるが、自分の勉強不足もあり、相談者の心を傷つけることばを言わなかったか不安になる時があります。スーパーバイザーが是非、必要です
  - ・年々仕事の内容も複雑化し、難しくなっている上、相談内容も多種多様で、問題が解決しない時に、この仕事は自分に向いていないのではないかと不安な気持ちになり、仕事に対して圧力を感じる時
  - ・辛いことは、自分なりにいろいろ考え、他機関とも連携取り、自立に向けて助言指導していた

ケースでも少しも改善されず、ただその母子家庭を甘やかせてしまったような結果になった時、自分の力不足と仕事の進め方に疑問を感じ、自信がなくなる。「辛い」というより、「悲しい」、「残念」といったほうが当てはまる感じがする

- ・立場上、個人の感情を押さえて、相手と向き合わざるを得ない時、自分の弱さを感じます。本音を言えない時に辛いです
- ・知識不足を感じておりますが、辛いとは思っていません

〈対応できる制度がない等〉

- ・制度上どの方法でも救う事が出来ない時
- ・支援体制が整っていない事
- ・行政の対応に限界を感じる時
- ・自分の力ではどうしてあげることも、できないことにぶつかった時
- ・基本的な制約があって、何とかしてやりたくてもできない時。必要と思われる制度（生保等）の活用ができない時。子があって、母子家庭と言うのに、母と子、学校の関係が悪く、学校、生保、学務係、家庭児童相談員等の調整会議に母子自立支援員は入れず、母と話をしたくともシャットアウトされ、何も役に立たない事
- ・どうしようもない事例で、どうしようも出来ない時、話を聞いてあげるだけだった時
- ・慢性的な生活費の不足、多重債務等、生活資金の貸付に該当しない方が相談にこられた場合、直接的に力になってあげることができなく無力を感じます
- ・就労支援の手立てがなかなか、みつからないことです。本人の能力的なことや、就職先がない（求人がない）など具体的な支援ができない
- ・どうすることも出来ないことがある。心が痛む
- ・緊急一時的な生活費などの貸付希望が多いが、それに対応出来る資金がない。自立、就労支援と言われるが、現在の社会情勢の中で、母子家庭の母が実際に就労自立するのは、なかなか困難である
- ・連帯保証人を頼める人がいないため申請ができないとき。連帯保証人が借主や連帯借主へ連絡

がとれなくなり、当係に問い合わせを個人情報であるため、勝手に情報提供できないとき。離婚調停が長びき、母子家庭で生活しているが、支援が受けられないとき。就業支援がなかなか、うまくいかないとき

- ・弱い立場の母子家庭に対して、福祉がゆき届かないことの多さを感じる時
- ・助け（支援）を求めて来ているのに、問題解決にならない（支援事業等どれにもあてはまらない）。対象者の気持が充分わかるのに、行政の間にはさまれ、どうすることも出来ない。本当の苦しみ大変さは行政（机の上）にはわからない！
- ・相談者の条件等により、使える制度がなかったり、話を聞いてあげることしかできなかった時に、行政の無力感を感じる。ほとんど相談を受けない時期に忙しそうな職員のそばで、自己研鑽の為の読書などを行っている時
- ・本当に困っている方が、制度の対象とならず利用できなかった時
- ・援助を求めている人に対して何の制度も用いられない時

〈相談者の抱える困難・問題〉

- ・母の期待を裏切って子が非行にはいった時
- ・社会からとり残され、自立できずにいる人、弱い立場で辛い思いをしている人、様々な苦勞をしている人がこんなにも多いのかという事実に直面した時、自分の未熟さを感じる時には、仕事の難しさ、厳しさを感じます。非常勤の立場で、できる事の限界を感じます
- ・相談（婦人、DV含む）内容がヘビーで、聞くこちら側も精神的にダメージを受けること。現実には小説より大変で見通しの難しい、ドロドロもありで、それが連続することがキツイ。非常勤である不安定さもキツサを増幅させている
- ・様々な劣悪な生活事情で返済ばかりか、就労も健康状態も大変なことを訴えられること
- ・一家を支えねばならない母親が無理をして体をこわす……などの状況がある時など
- ・頑張って働いてきたお母さんが病気になったり、亡くなったりすると、すごく辛くて、たま

りません

- ・生活が大変な方にも、返済を求める時
- ・苦しんでいる姿を見る時
- ・努力しているにもかかわらず、災いの多い人との面接
- ・両親を早く亡くした一人っ子の女性が支援者も無く、心細い思いで来所する場面は、いつも辛くなります。後ろ盾の無い女性はDVの被害者になりやすいようにも感じております。精神的に病んでいると思われる相談者との面接も親の代からの関係性の悪さ等が原因となっている場合があります、世代連鎖の予感がして辛くなります
- ・1～3年の間に相談員として辛いことは、借受者の死亡のケース、破産のケース、時代によりリストラ、ニート、フリーター、このさまざまな場面に自分で、力不足を感じます
- ・滞納業務（電話、手紙）をしていて、子どもが病気をして悲惨な家庭状況を聞くと償還の話をするのもとてもつらい場合がある
- ・年老いた母親がいつまでも子どもの学資金の返済をしていることが多いこと。生活困窮から抜け出せない人が多いこと
- ・一番、不安な時期に思うように制度の利用ができなく、また、暴力、夫の借金等により、今後の方向性が見出せない母親の相談を受ける時（不安定な精神状態で涙する相談者が多い）
- ・児童扶養手当受給、修学資金利用等で子を養育し、ようやく成長・自立したと思ったら、その子が離婚し、母子家庭となって来庁、母はその後も子と孫の心配をしなければならない
- ・1、子どもの非行や登校拒否、いじめの相談を受けた時、その原因が「母子家庭だから」というのではないと言いたいが、「ひとり親世帯」だから全てが母親（父親）にかかり、子どもの対応が十分ではないと感じること。「生活の為に一生懸命働いた結果」と泣かれるのはつらい。2、死別の場合、離婚と違うさみしさ、思いがある。別れた後でも夫が活着ていることは、子供にとっては、大きいと思う（私自身そう思う）
- ・子が就労せず、母が苦勞している様子がうかが

える時。就労して、生活していく意欲のない母をみる時。滞納が多い事

- ・母子世帯の母がどんなに頑張っても、就労先がみつからないと言った時や、最近では子どもの就学先が無い事との両方であり、我が身よりも子供の将来を心配している。母としての気持がわかるため辛い
- ・人は、生まれながら不平等というが、接していると家庭全体が見えてしまう場合があるので、簡単に解決できない困難を背負っている場合、特に子供がまき込まれている場合は、辛い。施策が大きく変わり、就労支援となったが、児童扶養手当はぎりぎり頑張っている家庭こそきびしいものであると感じ辛い

#### 〈相談者との関係〉

- ・学校への支払い期限迄に間に合わないと伝えるとお金のない母子の子は学校へも（通学）出来ないのかと言われる
- ・理解してもらえなかった時
- ・2度・3度と同じような失敗（男性・お金）を繰り返す相談者。意志の疎通がうまくいかず、からまわりの時
- ・相談に来所して、良かれと思って説明、助言したが言葉不足とかで結果的に本人の望んでいた事が上手くいかなかった場合、「あんたのせいであんなになった」と誤解されることがある
- ・滞納者に何度も連絡したり、郵便配達証明で送付しても何も反応がない時や、何度も同じ人から納付書を紛失したとして、再送付しても返済しない場合などは、空しくさえなってしまう
- ・仕事として指導・助言しても、聞き入れてくれなく「母子家庭だから守られる」という意識が強い
- ・理解してもらえなかった時
- ・悩んでいるお母さんに対して私と同化する部分もあり、私ならどうしたか、どうするか、これは支援員としてよいのだろうかと思います。辛い事とは、違いますが
- ・安易に貸付を受け、進学し、返済してもらえない時



- ・ウソをつかれた時。こちらが誠意ある態度で接していても、伝わらない時。自分が勉強不足のために、相談された方に知識を伝えられなかったり、うまく対応できなかった時
- ・励訪問の際、貸付時のときとの態度が全く違う時
- ・相談・貸付した後に本人に話していた事にかなりの偽りがあると分かった時、(生保・児扶手不正受給、男性と同居、保証人など) それなりの自衛手段でした事かもしれないが、度々なのでがっくりくる時がある
- ・指導しているにもかかわらず、動こうとしない。依存することばかりを考えている人と対面している時
- ・相談者が、自分の要求どおりに物事が解決しない時、対応するこちらに怒りをぶつけてくる場合があります。こちらが悪くて叱られているような状況になるのですが、これは相談業務にはつきものだと思いますので、仕方がないと割り切っています。辛いということとは少し違いますが……償還についていえば、「無力感」を感じます。これも辛さとは違いますネ
- ・言葉のニュアンスの違いなどが大きく、表面化した時に、十分に理解して頂けずに、怒られて帰られた時や、相談者の相談の内容の中に糸口がなかなか見つけにくく、一つとして情報提供や支援することなどのすべが出来なかった時など、相手の気持ちになった時にとても心が痛み、沈みがちになることがあります
- ・滞納している人に連絡して、反対に開き直られた時
- ・資金滞納者が町で会った時、顔を背けたり無視したりする時
- ・貸付出来ない時、誤解される事もある(充分説明してもらえなかった)
- ・相談者の目線に立って話を聞いているつもりなのですが、どうしても考え方の違いなどから道理の通らない、厳しい言葉を浴びせられること
- ・約束をしても、平然とすっぽかされた時など。養育費を払わない夫が多すぎると感じる時
- ・自立できない母子家庭が増え、いくら指導しても変わろうとしない母親が増えている。私達の世代との考え方の違いを考えさせられる
- ・必要だと思える支援が相手の心にとどかない時。どんなにかかわっても、相手の状況が変わらない時
- ・人格的な障害や精神疾患のある方との関係に苦慮しています。思い込みや猜疑心により、理解してもらえず、攻撃的な態度になり、暴言を吐いたり、自殺をほのめかす方が、時々います。私達のメンタルケアの必要性を感じます
- ・相談者や滞納者等との信頼関係が築けないことがある
- ・償還金が滞り、その上、連絡もとれない時。日々入金するも、以前に滞納していた分の違約金があり、いっこうに減らない人。償還指導で訪問するも、居留守を使われたり、冷たくあしらわれる時
- ・どんなに頑張っておられても、精神的病いをもっていたり、ネグレクト等、自分の事しか考えられない母親に出会った時
- ・滞納額が増加し、解消に努力しても成果が上がらない。償還時、居所不明や訪問しても連絡がなかったり、ウソを繰り返し、誠意のない行動を取られる。貸付の相談者から話を聞き、貸付対象外と判断すると怒る。借受人が行方不明となる
- ・相手の為に努力している事に関して、相手から非難された時
- ・ご自分で借りたのに、返済となると知らん顔、返済できないなら、出来る様、共に相談することが出来るのに。返済の話をすると、鬼の様に思われてしまうこと。かなしいです
- ・能力に欠け、良かれと思って助言しても、冷たくされたと思う人もいます。子供のうちに平等などというのは、法の下にしかない(これもあやしいが)事を、自覚させた方が、その後楽に生きられるのに、大人になってもまだ自分がやれば何でも出来る人間だと思い乍ら何も出来ない人に夢は壊せないけどそれでは生きられない事

を伝えられない

- ・母子家庭のお母さんを疑ってしまう時

〈その他〉

- ・ストレスが滞ること
- ・何もありません。強いて挙げると相談員各々を知るのに2～3年必要な場合があり、他区での相談経験のあるお母さんから苦情を聞く時です。うやむやにせず、「苦情申立て」する様お願いしています
- ・無力を感じた時
- ・1年未満なので、まだありません
- ・就学支度資金や修学資金で納入期限が間近になってからの相談のため、どうしても手続きが間に合わない……、貸付基準に該当しない……等の理由から、涙ぐむ母に対し、貸付を断らなければいけない時や償還指導の中で、借受人の現在の生活が経済的に非常に苦しいのがわかっていても、返済するように指導せざるを得ない時など、自分の非力さと非情さとが交差する時がしばしば。辛いです
- ・償還指導
- ・お役に立つことが出来なかったとき
- ・余談ですが、インターネットが出来ません。お古のパソコンなので、立ち上がりが遅い。印刷機は母子団体の事務費でまかなっている

#### 4) 母子自立支援員の雇用条件に関する意見

表12 母子自立支援員が「非常勤であること」についての意見

単位：人 (%)

是非、常勤として労働条件を整えてほしい	70 ( 72.9)
常勤として、その分専門性が問われるのは辛いので現状が良い	6 ( 6.3)
その他	14 ( 14.6)
無回答	6 ( 6.3)
合計	96 (100.0)

\*「その他」の記載内容

- ・支援員として最後まで職種が変わらなければ。常勤となる事で移動や転勤などがあれば、支援員として長くかかわれなくなるという恐れもある

ります。ただ、今の報酬では、自立を支援する立場の支援員が転職も考えなければならない厳しい状況です

- ・自立支援員の給料が自立できない金額という笑えない現状。専門職として認知され、福祉現場、行政内での位置と責任の向上を求める
- ・非常勤でも労働条件・研修への参加の自由の改善を望む
- ・常勤になった場合、引き続き支援員を採用してもらえるのか不安です
- ・非常勤でできるような軽い仕事ではない。正職の方がよっぽど軽くて楽んな仕事をしている。管理職がそのことに向き合わず、放置していることが問題。早急に正職に取り組むべき
- ・専門的な資格がないので、短期間で仕事をしながら資格を得る方法はないのでしょうか。通信の社会福祉士の勉強をととも思った事もありましたが、スクーリングやお金の面で無理でした
- ・常勤、非常勤としてではなく、職員として必要なのではないかと思います。そうなると、福祉専門職としての資格等も必須になってしまう
- ・これだけの仕事量を抱えているのにもかかわらず、非常勤として週30時間勤務しか許されず、自身の雇用が一年毎の更新、次年度への雇用不安の中にあることに対して不満です
- ・支庁が統合になった場合、母子自立支援員はどうなるのかな？
- ・同じ非常勤でも役職によって仕事量に差がありすぎる
- ・配偶者に生活を保障されている私にとっては非常勤でも問題はありませんが、自分が世帯主であれば、常勤を望むと思います
- ・非常勤職として何の保障も保護もない立場の仕事内容としては、どうかと思います
- ・私は常勤ですが、概ね3年で異動となります。しかも普通の行政職です。相談者の立場で考えると、専門的知識が必要な分野なので、長い期間、同じ人が働ける所である方がいいと思います
- ・職員の対応の仕方も非常勤という悪い、安定

なくしていい仕事が出来ないと思います。議員の方、相談者の方からもなぜこういう方々が嘱託職員なのかと疑問に言われます

- ・①に○をしたのは、後輩のために
- ・非常勤であり、日数等での問題はないと思いますが、給与もう少し、常勤の方々と差を少々でもなくしてほしいと思います
- ・非常勤でも雇用が守られ、安心して働ける条件を整えてほしい
- ・非常勤でもよいが、労働条件を見直してほしい
- ・常勤として雇用されることが望ましいと思いますが、H17年度に県設置の16名の母子自立支援員が6名に減員されました。市福祉事務所の母子自立支援員の設置は進んでいません。常勤でも非常勤でも雇用の継続確保を望んでいます
- ・一年の期限付雇用では、身分が不安定であり、常勤とまでとはいわないまでも、少なくとも雇用期間の延長は必要。例)当初は1年、以後は5年とか、雇用主もリスクを負うと思うので
- ・相談内容が複雑で勤務時間内で仕事は終わらない事が多い。非常勤であるなら、困難な滞納ケースの対応はおことわりしたい。常勤、非常勤にかかわらず、専門性は必要である
- ・非常勤でもよいが、1年ではなく、複数年での雇用がよい
- ・当県は常勤です
- ・非常勤でもよいが、労働条件を整えてほしい

#### 注

- 1) 鳥山まどか・岩田美香 (2005) 「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査報告」『教育福祉研究』11、43-65、鳥山まどか・岩田美香 (2005) 『母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査結果』北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉論分野。

### 資料：「母子福祉資金貸付制度に関する母子自立支援員への調査」票

【あなたご自身についてお伺いします】

1. 母子自立支援員のお仕事をされて何年になりますか。

該当するものを1つだけお答えください。

- ① 1年未満
- ② 1～3年未満
- ③ 3～5年未満
- ④ 5～10年未満
- ⑤ 10年以上

2. あなたの年齢は何歳代ですか。

- ① 20歳代
- ② 30歳代
- ③ 40歳代
- ④ 50歳代
- ⑤ 60歳代以上

3. 母子福祉資金貸付制度に関して、あなたがなさっている仕事について、あてはまるもの全てに○をしてください。

- ① 窓口・電話での相談
- ② 家庭訪問による相談
- ③ 申請書の書き方指導
- ④ 貸付金申請書審査
- ⑤ 債権管理
- ⑥ 償還(集金)
- ⑦ 返済に関する事務
- ⑧ その他( )

4. あなたは、仕事に関して何か資格をお持ちですか。

- ① ない
- ② ある→それはどのような資格ですか ( )

【母子寡婦福祉資金（修学資金）についておたずねします】

5. 支援員として、この資金の利用のための手続きはめんどろだと思いませんか。

- ①簡単である・めんどろだとは思わない。
- ②めんどろだと思う



それは、どのような点でめんどろだと思いませんか

6. あなたの地域では貸付までの日数に関しては、利用者の方から不満は出ていますか。

- ①お母さん方から不満の声が出ている
- ②お母さん方からの不満は出ていない
- ③その他（ ）

7. あなたの地域では、貸付までの日数が入学金・授業料納入の日に間に合うようにするために、何か工夫をされていますか。されている場合は、以下の欄にお答えください。

8. 修学資金の貸し付けの相談の中で、お子さん本人と話すことはありますか。最も近い回答に1つだけ○をしてください。

- ①いつも子ども本人とも話すようにしている
- ②必要に応じて子どもとも話す
- ③お母さんからの要望があれば、子どもとも話す
- ④なるべく子どもとは話さず、お母さんとだけで話を進めていくようにする

9. 申し込みの手続きの際、返済については、誰と、どのようなことを話し合われますか。

10. その他、申し込み手続き等に関して、留意されている点があればお書きください。

11. 今後、この制度を改善していく際に、以下のそれぞれの項目について、あなたの意見を「①はい」か「②いいえ」でお答えください。

- A) 貸付の金額は、もっと上げた方が良い  
①はい ②いいえ
- B) 貸付の期間は、もっと延長した方が良い  
①はい ②いいえ
- C) 高校は、授業料を無償（無料）にした方が良い  
①はい ②いいえ
- D) 専門学校・短大・大学も授業料を無償にした方が良い  
①はい ②いいえ
- E) この制度は、現状のままでよい  
①はい ②いいえ

12. その他、この制度に関する要望やご意見があればお書きください。

【返済について】

13. あなたの地域では、返済が滞っているケースは、全体の何割程度ですか。

- ① 2割以下
- ② 2～4割程度
- ③ 5割・半分程度
- ④ 6～7割程度
- ⑤ 8割以上
- ⑥ わからない

14. 返済が滞っているケースは、何が主な要因だと思いますか。あてはまるもの全てに○をしてください。

- ① 母親の職業の不安定さ
- ② 子どもの進学後の努力不足
- ③ 子どもの卒業後の職業の不安定さ
- ④ よく考えずに資金を利用したから
- ⑤ 不運だったから
- ⑥ この制度自体に不備があるから
- ⑦ 日本の教育制度に不備があるから
- ⑧ その他 ( )

15. 返済の償還率を上げるために、あなたの地域で、あるいは、あなたご自身が工夫をされていることがありますか。ありましたら教えてください。

16. 返済が滞っていることについて、日頃のご意見や感想があれば教えてください。

【母子自立支援員の仕事について】

17. この仕事は、今後も続けたいと思いますか。1つだけ選んでください。

- ① 今の条件でも、続けたい
- ② 就労条件などがよくなれば、続けたい
- ③ 続けたくない

18. この仕事をしていて、よかったと思うことはどんなことですか。

19. 反対に、この仕事をしていて辛いことは、どんなことですか。

20. 母子自立支援員が「非常勤であること」については、どのようにお考えですか。

- ① 是非、常勤として労働条件も整えてほしい
- ② 常勤として、その分専門性が問われるのは辛いので現状が良い
- ③ その他 ( )

以上で設問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

# 貧困・低所得家族の教育戦略の 現実から何が見えるか

— 教育社会学の課題 —

青 木 紀

## What Can We See through the Realities of Educational Strategies among Low Income Families?: A Fundamental Subject in the Sociology of Education

Osamu AOKI

【要旨】「小さな政府」が目指されようとしているわが国で生起してきているのは、これまではあまり社会問題としては取り扱われてこなかった「格差社会」「二極化社会」形成の現実である。この事実は教育社会学でも取り上げられてきている。しかし、教育費負担をめぐる不平等については、まだ正面切って議論されているとはいえない。そのことはまた、わが国の学校教育費をめぐる私費負担の割合は OECD 諸国の中でもとりわけ高いことに気づきつつも、その理由をめぐる分析はほとんどなされていないことと重なり合っている。本稿では、家族の「教育戦略」の根幹でもある教育費調達に焦点を当て、とくに貧困・低所得家族を対象に分析する。そこから浮き彫りになってくるのは、日本の教育費負担における「家族主義」の強固な存在である。このことを議論の俎上に載せることが、今後の教育社会学の大きな課題である。

【キーワード】 貧困・低所得, 不平等, 教育費負担, 家族主義, 教育社会学

### はじめに

本稿は、第 57 回日本教育社会学会課題研究 I「育児・教育戦略から問う家族と現代社会」（放送大学、2005 年 9 月）における、筆者の報告「階層再生産と家族の教育戦略 — 貧困・低所得家族の現実から何が見えるか」をまとめたものである。

「小さな政府」を目指す政権が圧倒的な大差で勝利した中で、さらに危惧されてくるのは、「教育と家族」の關係に焦点を当てて問題の動向を予測するとき、これまで以上に「個人」「家族責任」の強化がいわれ、家族資源の格差がますます大きくなり、さらにはそれらが、子どもや若者の生活基盤の分化と不安定化、そして意識にまで悪影響を及ぼしていくことへの懸念である<sup>1)</sup>。

実際、このことは、研究動向を概観する限りでも、かつては「教育ママ」「教育する家族」「家

族（家庭教育力）の総力戦<sup>2</sup>という言葉で表現されていたことが、今や「非教育ママ」<sup>3</sup>の存在が指摘され、子どもたちの間でインセンティブ・デバイドが表れ、それが「意欲格差社会」<sup>4</sup>の到来として、さらには「希望格差社会」<sup>5</sup>の形成として警告されているように、実にキャッチーな表現の登場そのこと自体に端的に示されている。

このような状況にあって、貧困・低所得家族の現実に関する研究、とくに「家族資本」のうちの「経済資本」に関連する親たちの教育費の用意や準備行為に焦点を当てたとき、一体どんなことが教育社会学の課題として浮かびあがってくるのか。ここでは、その点について論じていくことにする。

## 1 社会階層と子ども・親の生活に見る諸特徴

### (1) 社会階層と家族生活から見た共通性と差異

家庭が経済的に困難だったからといって、そのことが子どもたちのすべての側面に影響するわけではないことは、「私は貧困の中に育ったけど……」という表現の裏側によく示されている。そして、そのような信条がまた、「ガンバリズム」の精神や「ハードワーク」という言葉と相まって、学歴や人生の成功・不成功に関連した個人責任言説を依然として強力に補完してきている。どこまで意識しているかいないかは別にして、それは、いわゆる自由競争、市場経済を信条とする新自由主義イデオロギーと、あるいは民営化、規制緩和、成果主義などのスローガンとリンクしながら、社会のあり方を「見える形」であるいは「見えない形」で支えるものとなっている。もちろん、だから日本人はたとえば「連帯の精神」が不足しているかといえば、単純にはそういえない。だが、家族間の資源の不平等が「社会問題」として意識されることはなお弱い。

しかし、すでに多くの研究が明らかにし、さまざまな統計やアンケート調査結果などからも示されているように、また「格差社会」というテーマでNHK テレビが特別討論番組を放送したように<sup>6</sup>、すでに一般にさまざまな社会の亀裂が見え始めている。とくに世代間の関連に視点を据えれば、P.ブルデューのいうような、家族の経済的・文化的・社会的資本の格差の影響は<sup>7</sup>、さまざまな形を取って次世代へと連繋し、階層再生産へと帰結していつていると推測される。

ここではまず、以上のような現局面の社会状況を意識しながら、さしあたって北海道を対象に2001年に行ったアンケート調査結果<sup>8</sup>から、現代家族はどんな特徴を持ち、その中で親や子どもはどんな共通した行動や意識をみせ、またそれは、さまざまな階層によって（あるいは見る視点によって）どんな差異をみせているか、これらを簡単に確認しておきたい。

すでに公表されたデータを集めて作った表1を見ると、親の職業、年収、家族形態の差異にもかかわらず、それに応じた形で違いがはっきりと見えない項目があることに気づく。すなわち、どのクロス項目の組み合わせから見てもあまり大きな差異はない、共通した特徴と捉えられるのは、「テレビゲームを持っているかどうか」「教育費に負担を感じるかどうか」「家族ぐるみのつきあいはあるかどうか」「先生との関係はどうか」などの設問項目に対する回答などである。しかし、「パソコンを持っているか」「塾に通っているか、あるいは家庭教師を雇っているか」「子どもが何をしているか知っているか」「PTA活動に参加しているか」では、どのクロス項目の組み合わせ（見るポイント）から見ると、かなりの違いがあるのが読みとれる。

この場合、アンケート調査という手法にも限定されている影響も考慮しなければならないが、

表1 子どもの生活と社会階層（親調査，北海道，2001年）

（単位：％）

	回答者数	住居形態 (持ち家)	子どもの生活と親子関係			教育		家族と学校と地域社会			
			テレビゲームを「持っている」	パソコンは「家にない」	子どもが何を遊んでいるか「あまり・ほとんど知らない」	塾（家庭教師）に「通っている」(中学2年のみ)	教育費の負担は大変か「かなり大変」	他の家族と家族ぐるみつきあいはあるか「ほとんどない」	PTA活動に参加しているか「ほとんど参加していない」	学校の先生とよく話す方か「よく話さない」	地域の先住民とよく話すか「話さない」
全体	1023	64.2	83.6	54.2	23.2	34.9	34.3	32.5	33.8	22.0	
小学2年	265	57.4	78.7	61.0	17.6	24.7	33.5	39.6	40.6	21.9	
小学5年	260	65.6	85.5	58.8	24.9	34.6	30.5	30.8	34.5	26.5	
中学2年	480	67.2	85.3	47.8	21.9	40.6	37.0	29.5	29.5	25.9	
自営業	144	83.3	83.2	49.7	18.9	46.0	33.1	35.3	33.8	35.5	23.2
公務員・団体職員	150	70.0	87.2	36.9	23.7	40.0	29.7	37.2	17.6	33.1	24.3
民間企業勤務	478	65.8	84.4	51.4	19.4	48.4	35.1	31.5	26.1	34.1	23.2
臨時・パート	55	20.0	81.8	79.6	30.9	11.1	37.3	30.2	53.8	37.7	20.8
その他	87	50.0	83.7	74.7	33.4	18.1	41.0	41.9	53.5	33.7	29.1
無職	19	21.1	57.9	84.2	47.3	25.0	42.1	42.1	73.7	42.1	63.1
～200万円	72	22.2	83.3	79.2	43.1	22.2	46.3	36.6	65.7	31.0	28.2
～300万円	85	44.7	79.0	80.0	22.9	25.4	46.3	37.0	48.8	41.5	31.7
～400万円	147	61.2	82.8	68.5	19.2	23.9	32.1	36.2	43.3	36.0	24.8
～500万円	164	67.9	84.6	58.9	22.8	40.0	37.9	33.1	21.3	35.6	18.7
～700万円	218	75.1	85.2	40.6	19.9	49.1	36.4	28.2	21.1	38.2	22.8
～1000万円	109	75.2	90.8	25.0	19.8	49.2	26.9	36.4	17.0	39.6	21.5
1000万円～	53	87.5	84.9	21.9	15.4	65.6	35.8	16.1	13.3	38.7	25.8
父母+子	655	60.7	85.1	52.4	21.3	43.1	34.3	34.5	29.4	34.6	23.8
父母+子+祖父母	195	94.7	80.0	45.5	20.1	42.0	39.3	34.9	21.7	40.2	25.4
父+子	5	40.0	80.0	60.0	60.0	—	20.0	20.0	100.0	20.0	40.0
父+子+祖父母	17	76.5	82.4	76.5	35.3	20.0	26.7	52.9	70.6	23.5	64.7
母+子	90	13.6	80.7	75.0	37.1	23.2	34.9	32.2	61.2	28.7	27.9
母+子+祖父母	23	81.0	78.7	65.2	31.8	54.6	36.8	36.4	47.6	19.0	22.7
その他	19	84.2	88.9	63.2	15.8	50.0	29.4	15.8	31.6	26.3	15.8

注) 小西祐馬「調査報告：子どもの生活と社会階層」『教育福祉研究』10-(2)号，2004年，より作成。

それを差し引いて考えても、まず全体として「家族ぐるみつきあい」というレベルにおいて差異が大きいことは、「家族資源」の大小にかかわらず、「孤立した家族」の存在が浮き彫りにされているとも見ることができる。もちろん、この一点だけで判断するには危険もあろう。しかし、この「孤立した家族」ということは、ここで問題にしている「子どもを持つ家族」だけでなく、「高齢者世帯の近所づきあい」をめぐる国際比較調査<sup>9</sup>などを見ると、日本はわれわれが考えている以上に、「孤立した社会」になっていることからしても、ほぼ間違いないと思われる。

その中で注目しておきたいのは、たとえば過去のわれわれの調査<sup>10</sup>では、はっきりと「不利な家族が不利な関係を学校と持っていた」ことは明らかな傾向として見えていた。だが今回の調査では、「先生との関係」を見る限り、階層間での大きな差異は見られない。つまり、学校側の努力がこの数字の限りでは表れている結果だとも推測できそうである。しかし、「PTA活動への参加」「地域社会・職場での友人の有無」を見ると、明らかに「無職」「低所得家族」(400万円未満)「単親家族」などの疎外状態が表れている。さらに子どもに対するコントロールの「弱さ」などもうかがうことができる<sup>11</sup>。



## (2) 貧困・低所得階層の子どもの生活と意識

では、とくに「経済的な不利」あるいは「社会的な不利」を負った家族の子どもたちの生活と意識はどんな影響を受けているのか。この点は、いくぶん本題からずれるような問題と思われるかもしれないが、すでに見たように、子どもが所有する「モノ」でも種類によっては階層によって相当な違いがあるし、親子関係にも差が見られる以上、それらがまた、子どもの進学意識にも何らかの影響を与えているかもしれないと予測すると、これもまた捨象しない方がいいと考えたからである。

先のアンケート調査（前掲表1）と並行して行われた「子ども調査」を分析した研究<sup>12</sup>によれば、子どもたちに直接たずねた「あなたはあなたの家の収入や職業に悩みや不安を感じているか」という設問<sup>13</sup>に対する回答を基準にして、いくつかの項目内容をクロスさせてみると（表示はしないが）、もっとも注目されるのは、「感じている」と回答した生徒の方がさまざまな心配や不安を感じている比率が確実に高い傾向を見せている点である。具体的には、小学5年と中学2年を対象に、学校生活に関わる不安や悩み（たとえば「授業や成績のこと」「友人との関係」「先生との関係」など）、また家庭生活に関わる悩みや不安（たとえば「家族で一緒に楽しむことがない」「家が狭い」「親が自分のことをわかってくれない」「父母のいうことが違う」「家の中の争いごと」など）の「ある」「ない」を聞いた結果、上記の「感じている」「感じていない」では、すべての点で「感じている」とした生徒の方が「ある」が高い比率で出てきたのである。さらに、「家の中の争いごと」では、平均でも小学校5年生で21.6%、中学校2年生で18.9%が「ある」と出てきたことは、これをそのまま受けとめれば、およそ5家族に1家族は「問題」を抱えていることになる。もちろん、このことが学校での心配ごととどう関連し合っているかは数字以上には何もいえない。だが、それらが「孤立した家族」の中で起きている（かもしれない）ことはやはり気になる。とはいえ本稿の視点からすれば、問題は、このようなことがどの段階で、どのように子どもたちの進路や進学意識に影響を持ってくるかである。

その点でいうと、問題を含んでいるともいえようが、次の表2の結果も見ておく必要はあるだろう。すなわち、一般に大都市ほど子どもたちの勉強意欲の分化は早期に始まると推測されるが、ここで調査対象にしたのは、北海道という地域の小学校5年生と中学校2年生であり、加えて非常に早い時期（5月）にアンケート調査を実施したこともあり、「進学希望」を聞いた限りでは、「家の収入や職業に悩みを感じているかどうか」では差は見られなかった。この時期、中学生ではまだ進路を決めていくことが迫られる前段階にあり、無回答の大きさもそのことを示すが、それ以上に、ここでは漠然とした「希望」であれ、そんなに差がないという数字をと

表2 「家の収入や職業に悩みを感じているか」と進学希望のクロス（2001年、北海道）  
（単位：％）

	中学卒業 後進学し ない	高校まで	専門学校・ 短大まで	4年生大 学まで	不明	合計	実数
感じている（小5）	3.0	24.0	31.0	20.0	22.0	100.0	100
感じていない（小5）	2.3	32.9	20.6	15.7	28.5	100.0	471
感じている（中2）	1.4	26.3	34.1	19.4	18.9	100.0	217
感じていない（中2）	0.3	28.0	24.8	23.4	23.4	100.0	624

注）北海道民生委員児童委員連盟「子どもの生活状況に関するアンケート調査」（2001年、5月実施）より作成。

りあえずそのまま受けとめておきたい。

むろん、これが高校段階になれば、すでに入学試験によって「輪切り」された後でもあり、進学・進路意識の分化は明確になっているはずであり、その実証については必要ないともいえる。ただ参考に、2001年にやはり道内の4高校対象に行われた調査研究<sup>14</sup>で見ておくと、「経済的なこと」だけでなく、「父親の職業」（「経済資本」だけでなく「文化資本」の差異も示唆する）にも大きく影響され、彼・彼女たち高校生の目標学歴などが分化してきているのがはっきりと読みとれるし、それらが家庭学習への取り組み、アルバイトの有無などへも反映していることがわかる。また、さらにいえば、家庭における悩みや不安を聞いた設問での回答は、偏差値の低い高校で、目標学歴も低いほど、また父親の職業も安定していないほど、「親に大切にされていない」「家の居心地が良くない」と回答する比率が高いのは、先の「子ども調査」と連続性があることを示唆している。

以下は、このような子どもたちの生活や意識の分化が進行する状況の中で、親たちがどのように「わが子」のために教育費を調達し、「わが子」への教育期待・教育要求に対応しているのか。その過程で、いかなる気持ちを持つことを余儀なくされているのか。これまでの調査と公表されているデータなど、また現在進行中の「福祉資金貸付制度の効果と課題に関する研究」（厚生労働省科学研究費・政策科学推進研究事業）などから分析していく。

## 2 階層的家族の再生産戦略と貧困母子世帯（生活保護受給母子世帯）の現実

### (1) 貧困・低所得母子世帯の世代再生産と教育期待

一般に母子世帯の年間収入は低い。実際、全国規模の母子及び寡婦世帯実態調査<sup>15</sup>では、2002年の母子世帯平均年収は212万円、これは一般世帯（「国民生活基礎調査」同年）の589.3万円の36.0%である。ここで、もう少し高くなっているはずと考えられる、末子年齢が高校生である母子世帯の平均年収をとっても、わずか267万円にすぎない。同様な状況は、北海道における調査<sup>16</sup>でも明らかであり、2003年調査で、200万円未満55.3%、200～300万円未満32.2%、300～500万円9.5%、500万円以上3.1%であった。さらに、うち「生活保護を利用したことがある」は離婚母子世帯では36.6%であった。以上のような現実には、離別か死別か、あるいは母親の学歴、雇用形態及び職種などによって違いがあるものの、「両親のそろった家族」が社会の規範的存在であるという認識、そしてそのことを基礎に作られている法制度や慣行など、また就労賃金や子どもの養育などにおけるジェンダー差別、これらの社会的不利の中での余儀なくされてくる帰結でもある。

だがここで、ここまでのいくつかの母子世帯や一人暮らし高齢者などの調査研究<sup>17</sup>の経験から触れておきたいのは、このような結果に至るプロセスは、どこでも似ているということである。すなわち、たとえば離婚母子世帯で生活保護受給を余儀なくされているような場合、そこでは家族形成過程における親世代からのさまざまな「不利」の移転、具体的には「実家の職業」の不安定な歴史の影響、本人たちの「20歳までの経験」を聞いたときに表面化してくる実親の夫婦としての関係の破綻や不安定さ（離婚、行方不明、死亡など）、あるいは家庭内暴力の存在とその影響、そして彼女たちが結婚したときの挙式の有無に見る「結婚式は挙げなかった」という回答の多さ、さらにその結婚はいわゆる「同類婚」である場合が圧倒的に多いこと、離婚時においても、夫の実家はおろか自分の実家からの援助も「なかった」場合が少なくないこと

など、人生の重要な時期における社会的不利が彼女たちの人生に直接・間接にあまりに大きな影響を与えてきている。その結果として現在の生活がある。つまり、容易なことでは、歴史的な規定性の不利は修正できないでいる。そしてそれは、彼女たちの親である「一人暮らし高齢世帯」の側からも推測できる<sup>18</sup>。

実際の例を示せば、表3は1999年に行った調査結果<sup>19</sup>から作成し、家族の再生産の「場」における結婚と子どもの教育場面を中心にまとめたものである。ここからは、①学歴も全体として相当に低く、高校中退もかなり含んでおり、それほど学歴の違わない「同類婚」が支配的である。②「結婚式を挙げたか」では、27事例のうちのほぼ半分の13事例が「挙げていない」という現実がある。その意味では、親世代からする子育ての最終戦略にも一般的に「成功」しているとはいいがたく、娘・息子たちの人生の門出も「不利」を背負った出発となっている。③年収は常勤で資格のある職業（看護職、介護職、事務職など）を除いては、不安定な低賃金雇用のパートが多く、結果として低い収入となっている。その中で、教育費負担などの感想では、「貯金できない」「保険をかけられない」という現実の声があり、意識面では「大変だ」と感じている場合が多く、他方ではわずかだが「貯めている」「保険をかけている」「親の援助で」という「やりくり」や「援助」も見られる。④結果として、すでに20歳を越えるような次世代の

表3 離婚母子世帯における世代的再生産と子どもの教育（1999年、道内A市）

No.	本人年齢	本人最終学歴	元夫最終学歴	結婚式を挙げたか	子どもの数	年収概算	教育費に関する負担意識など	子どもに対する教育期待など
1	34	高卒	高校中退	挙げた	2 (6)	180	貯金できない	最低、高校まで
2	35	中卒	不明	挙げた	2 (12)	204	学資保険入れない	せめて高校まで
3	36	高卒	高校中退	なかった	2 (14)	100-200		最低、高校まで
4	36	高校中退	中卒	なかった	3 (13)	200-300	(不登校)	高校は出てほしい
5	37	高卒	中卒	挙げた	2 (12)	200-300		大学まで(専門関係)
6	39	中卒	不明	挙げた	4 (20)	200-300	(不登校) 貯金できない	高校は出てほしい
7	39	高校中退	不明	なかった	2 (16)	228	お金大変	高卒後できれば資格とって
8	40	高卒	中卒	挙げた	3 (20)	300-	大変だ	とりあえず高校まで
9	40	専門学校	高卒	なかった	4 (20)	207	(不登校)	高校までは出したい、それ以上は無理
10	41	高卒	中卒	なかった	1 (14)	100-200	(いじめ)	高校はどんなことをしてでも
11	48	中卒	高卒	挙げた	2 (20)	100-200		(高卒後は専門学校へ)
12	49	高卒	高卒	なかった	6 (28)	200-300		高校までは
13	52	中卒	中卒	なかった	2 (32)	100-200	児童手当貯めている	高校か、それ以上は
14	30	中卒	中卒	なかった	1 (9)	100-200	感じている	高校までで
15	47	高卒	高卒	挙げた	3 (23)	300	大学などとても	高校までで、あきらめてもらった
16	30	専門学校	高卒	挙げた	1 (5)	100-200	感じていない(保険かけている)	本人の気持ち、行きたければ大学まで
17	31	高卒	高卒	なかった	1 (7)	200-300	学資保険かけた	高校、希望すれば専門学校
18	31	中卒	高卒	なかった	1 (11)	200-300	今は(感じてい)ない	最低、高校、後は本人次第
19	39	専門学校	高卒	挙げた	2 (20)	500-700	感じている	自立できる学業をつけさせたい
20	39	高卒	高校中退	挙げた	2 (15)	300-500	進学資金心配	大学まで
21	40	高卒	高卒	挙げた	1 (14)	300-		大学、専門学校まで
22	41	中卒	中卒	なかった	4 (20)	100-200	上の学校は借金しない限り無理	絶対高校まで
23	42	中卒	高校中退	未婚	1 (9)	100-200	それはない	高校まで
24	42	高卒	中卒	なかった	2 (16)	300-500	感じている	希望するところまで(保険金解約しても)
25	45	中卒	中卒	挙げた	2 (20)	100-200	借りてでもと思って	大学へと思ったが子どもが仕事を決めてきた
26	46	短大卒	高卒	挙げた	2 (19)	300-500	親の援助で	大学まで
27	48	高卒	中卒	なかった	4 (25)	100-200	感じている	高校中退した

注1) 世帯番号1～13までは当時生活保護受給していた世帯。14、15はかつて受給していた世帯。16～27はそれ以外の世帯。

2) 年収概算の単独数字は、聞き取りによる調査者側の再計算によるもの。それ以外は質問紙の選択肢に○印をつけたもの。

3) 結婚式を挙げたかどうかは1回目のそれで判断している。

4) 子どもの数の( )内の数字は長子の年齢を示している。

5) 1999年、道内A市における「社会福祉調査実習」の結果を整理したもの。なおこの他、拙稿「調査ノート：貧困の世代的再生産の構造(1)」『教育福祉研究』第6号、2000年、参照。

「子どもたち」のかなりの部分にも高校中退などを含みつつ、一般的に生活保護受給層からは「せめて高校は」「最低でも高校」「高校はどんなことをしてでも出したい」「それ以上は無理」といった声が聞かれる。しかし他方では、「大学まで」「希望するところまで（保険金解約してでも）」などという動きも見られる。また、親が期待し、「大学へと思ったが子どもが仕事を決めてきてしまった」という「抑制」の例もある。

ここからは、多くの親が子どもの大学進学を望み、中には大学院まで丸抱えの親なども存在する一方で、少なからぬ親たちが、現実の経済的困難を背景に「せめて高校を」といい、大学に進むことを本人も希望し、親も希望していたとしても、子ども自らが別の道を「自主的」に歩む場合もおそらく少なくないことが想像される。

## (2) 世代再生産（教育と結婚）の準備と意識 — 教育費負担の現実を踏まえて —

ところで、しばしば統計的に表示される「家計調査年報」を使った「家計の消費支出に占める教育関係費の推移」を見ると<sup>20</sup>、近年ではおよそ5～7%で推移している。ちなみに2004年は7.0%である。しかし、これはあくまで全世帯の平均であり、しかも授業料、教科書・学習参考書などの「教育費」と学校給食、学校制服、通学定期代などの「教育関係費」だけの割合である。

問題は、いうまでもなく、子どもを抱えた世帯において、実際子どもの教育に関連してどれほどの額が支出され、それが家計にどれくらいに負担になっているかである。そこで、次に文部科学省の「子どもの学習費調査」（平成14年度）を見ると、「学習費総額」（学校教育費・学校給食費・学校外活動費）では、幼稚園公立232,952円、私立519,038円、小学校公立29,278円、中学校公立437,418円、私立1,231,719円、高校（全日制）公立528,195円、私立1,030,569円となっている。また大学生（大学学部・昼間部、平成14年度）では、同じく文部科学省の「学生生活調査報告」によれば、国立1,589,900円、私立2,145,300円（但し、自宅通学と下宿などの平均値）となっている。ここでは、先に見た母子世帯の年収と比較すると、大学生1人当たりの「学生の学費・生活費」は、ほぼそれに等しいことに留意しておきたい。しかも、このような「学生の学費・世活費」のうち、およそ7割が家庭からの「給付」が占めているのである（文部科学省「学生生活調査報告」）。ここに、日本の高等教育における「家族依存的性格」は端的に見て取れる。

では、具体的に、子どもの教育費が家計にどれほどを占めているのか。図1は、いわゆる「国の教育ローン」として国民金融公庫を利用した世帯の回答から作成されたもので、「世帯の年収に対する在学費用」を見たものである。借り入れた世帯の子どもの在学先は、高校18.2%、専修・各種学校24.4%、短大6.1%、大学48.9%などであり、必ずしも大学など高等教育に限定されていないが、「小学校以上に在学中の子ども全員にかかる在学費用」の世帯年収に対する割合は、200万円以上400万円未満では57.2%、900万円以上では23.9%というように、大きな負担度の差がある。とくに、低所得層の「大変さ」は直視しておかねばならない。先にも言及したような、年収が200～300万台に集中する母子世帯にとって、いかに「やりくり」が大変かは十分想像できる。それが、「不利が不利を呼ぶような」、また「蓄えることができない」（できなかった）ような、生活史の諸条件に規定された帰結でもあり、また後に見るように、このような不利を補完すべき「奨学金制度」が不十分なことをも考慮すれば、貧困・低所得世帯にとって、子どもの進学希望をかなえることが、まさに「構造的」にも困難であることが理解さ